

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

「被扶養者異動届」と下記必要証明書類を揃えてご提出ください。

ただし、被扶養者の認定は書類を提出すれば無条件に認定されるものではありません。

○印…必ず提出 △印…該当する人は必ず提出 ※写しの表記がない証明書類については、原本で提出

子どもの場合<注1>

	世帯全員の住民票	学生証の写し等	給与明細の写し	所得証明書	退職等確認書類	送金証明等	年金関係書類
出生	△※1						
中学生以下	△※1						
高校生	△※1	○					
高校卒業以上の学生	△※1	○	△※2	△※2			
高校卒業以上で無職	△※1			○※3		△※5	△※6
高校卒業以上で就労中 (認定基準内の収入)	△※1		○	○		△※5	△※6
1年以内に退職または 自営廃業※4	△※1				○	△※5	△※6

配偶者の場合

	世帯全員の住民票	学生証の写し等	給与明細の写し	所得証明書	退職等確認書類	送金証明	年金関係書類
無職				○※3		△	△※6
就労中 (認定基準内の収入)			○	○		△	△※6
1年以内に退職または 自営廃業※4					○	△	△※6
学生		○	△※2	△※2		△	△※6

兄弟姉妹・父母・祖父母の場合<注2><注3>

	世帯全員の住民票	学生証の写し等	給与明細の写し	所得証明書	退職等確認書類	送金証明	年金関係書類
無職	○			○※3		△※5	△※6
就労中 (認定基準内の収入)	○		○	○		△※5	△※6
1年以内に退職または 自営廃業※4	○				○	△※5	△※6
学生	○	○	△※2	△※2		△※5	△※6

添付書類について

状況により追加で証明書類の提出を求めることがあります。

なお、ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご了承ください。

各証明書類について

<住民票>

必ず世帯全員分、続柄が記載されているもの。発行日より90日以内のものが有効。

※1…子を申請する場合、配偶者がいないとき、または子と別居のときは添付。  
内縁関係の配偶者を申請する場合は添付。(ただし、住民票の表記上、内縁関係が確認できない場合は戸籍謄本を提出)

<学生証の写し等>

氏名、学校名、学校所在地、有効期限が確認できるもの。在学証明書でも可。

<収入証明書類(給与明細の写し・所得証明書)>

【給与明細の写しについて】

直近3ヶ月分とする。就職して間もないときは、先に雇用契約書の写し等を添付し、後日3ヶ月分の給与明細の写しを提出。自営業者は確定申告書の写しを添付。

【所得証明書について】

市区町村発行の収入額が記載されているもの。発行日より90日以内のものが有効。

※2…高校卒業以上で学生がアルバイトをしている場合、収入証明書類を添付。

※3…無職の場合も所得証明書(非課税証明書)の添付が必要。

<注1>夫婦共同世帯(=共稼ぎ)の場合、配偶者の収入証明書類の添付が必要。

(配偶者が出産等で休職中の場合、育児休業給付金や出産手当金等の支給決定通知書を添付)

<注2>申請者に優先扶養義務者がいる場合、その方の収入証明書類の添付が必要。

<退職等確認書類>

※4…自営廃業の場合は、個人事業の廃業届出書の写しを添付。

雇用保険未加入の方は、雇用保険未加入である旨記載の退職証明書を添付。

雇用保険受給の際の添付書類について

<送金証明等>

※5…高校卒業以上で別居の方を申請する場合(学生は除く)、送金証明書類を添付。

※6…仕送りが免除されるケースを除く別居の場合は送金証明書類を添付。

仕送りについて

<年金関係書類>

※6…各種年金(老齢、遺族、障がい等)を受給中の場合、年金振込通知書の写しを添付。  
年金支給額と受給者氏名がわかるもの。公的年金等の源泉徴収票は不可。

<注3>状況により、当組合より「生活費明細書」の記入を依頼することがあります。